特定地域づくり事業協同組合の認定フロー

項目	内 容 等	窓口
①事前準備	人口急減地域であることの確認	
	組合員となる事業者の確保	兵庫県企画部地域振興課
	派遣職員となる労働者の確保	078-362-4308
	事務局職員やスペースの確保	
	市町の財政支援	市町担当窓口
②事業計画(案)	財産的基礎の見通し	
の作成	収支の見通し	 456の窓口機関
	職員の予定派遣先・組合せ	4/3/6/07 芯口機関
	教育訓練・キャリア形成支援	│ · 市町担当窓口
③関係機関への	②事業計画(案)の作成と平行し] 川町担当志口
事前相談	て事前相談を実施	
④事業協同組合の	発起人の募集(4事業者以上)	兵庫県中小企業団体中央会
設立	定款案等の作成	神戸県民センター 県民課
	創立総会開催、	阪神南県民センター 県民課
	県への設立認可申請→設立認可	阪神北県民局 地域振興課
	出資払込	東播磨県民局 地域振興課
	設立登記	北播磨県民局 地域振興課
		中播磨県民センター 県民課
		西播磨県民局 地域振興課
		但馬県民局 地域振興課
		丹波県民局 地域共創課
		淡路県民局 交流渦潮課
		(本庁)兵庫県産業労働部地域経済課
⑤特定地域づくり	認定申請	兵庫県企画部地域振興課
事業協同組合の	市町長の意見聴取(県→市町)	078-362-4308
認定	設立認定→認定公示(県HP)	070-302-4300
⑥労働者派遣事業	届出書類等の提出	兵庫労働局 (厚生労働省)
の届出	確認・受理	職業安定部需給調整事業課



事業開始

⑥の届出受理後に職員募集開始

- ※ 各手続きの所要期間は実績がないため不透明であるが、市町の財政的支援の予算確保 時期を見込んで、早めに手続きを開始する必要がある。
 - ⑤の申請時には、財産的基礎が担保されている必要あり。